

平成24年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成24年度11月補正予算等関係)

病院局

平成24年11月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第4号	平成24年度鳥取県営病院事業会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 総務課	1
	2 資金計画		3
	3 債務負担行為に関する調書		4
	4 予定貸借対照表		5

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第23号	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	総務課	7

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	総務課	10

病 院 局 (単位：千円)

区 分		収 入			支 出		
		補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
中央病院	収益的収支	11,146,191	0	11,146,191	11,113,927	0	11,113,927
	資本的収支	1,608,173	0	1,608,173	1,897,948	0	1,897,948
	計	12,754,364	0	12,754,364	13,011,875	0	13,011,875
厚生病院	収益的収支	7,022,639	0	7,022,639	6,992,378	0	6,992,378
	資本的収支	1,085,009	51,400	1,136,409	1,339,568	51,559	1,391,127
	計	8,107,648	51,400	8,159,048	8,331,946	51,559	8,383,505
病院統括管理費	収益的収支	0	0	0	74,064	0	74,064
	資本的収支	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	74,064	0	74,064
合 計	収益的収支	18,168,830	0	18,168,830	18,180,369	0	18,180,369
	資本的収支	2,693,182	51,400	2,744,582	3,237,516	51,559	3,289,075
	計	20,862,012	51,400	20,913,412	21,417,885	51,559	21,469,444

## ○説 明

## 【主な補正内容】

## (厚生病院)

## ・ [債務負担行為] 厚生病院厨房外調機改修事業

厚生病院調理室(病棟地下1階)に設置している厨房外調機(※)を取り替える工事を行う。

※厨房外調機：外部からの新鮮な空気(酸素)をフィルターを通して厨房に取り込む機械

企業債：+1,000千円、建設仮勘定：+1,098千円

(債務負担行為) 期間：平成25年度、限度額：16,884千円

## ・ 厚生病院電子内視鏡システム整備事業

H19年度にリース契約により整備した内視鏡機器が平成25年3月31日に契約期間が満了し、満了後はリース機器を返還しなければならないため、本年度内に新たな内視鏡機器を整備する。

企業債：+50,400千円、資産購入費：+50,461千円

# 厚生病院

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	説 明				
資本的収入及び支出	(1款)資本的収入	1,085,009	51,400	1,136,409				
	(1項)企業債	601,000	51,400	652,400	<table border="1"> <tr> <td>(目)企業債</td> <td>51,400</td> </tr> </table> <p>○厨房外調機改修事業 1,000 ○電子内視鏡システム整備事業 50,400</p>	(目)企業債	51,400	
	(目)企業債	51,400						
	(1款)資本的支出	1,339,568	51,559	1,391,127				
(1項)建設改良費	741,099	51,559	792,658	<table border="1"> <tr> <td>(目)建設仮勘定</td> <td>1,098</td> </tr> </table> <p>○厨房外調機改修事業</p> <table border="1"> <tr> <td>(目)資産購入費</td> <td>50,461</td> </tr> </table> <p>○電子内視鏡システム整備事業</p>	(目)建設仮勘定	1,098	(目)資産購入費	50,461
(目)建設仮勘定	1,098							
(目)資産購入費	50,461							
差 引	△ 254,559	△ 159	△ 254,718					

平成24年度鳥取県営病院事業会計資金計画

区 分	既決予定額				補正後予定額				増 減			
	中央病院	厚生病院	病院統括 管理費	計	中央病院	厚生病院	病院統括 管理費	計	中央病院	厚生病院	病院統括 管理費	計
受 入 資 金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
受 入 資 金	16,360,185	9,041,283	81,377	25,482,845	16,360,185	9,092,683	81,377	25,534,245	0	51,400	0	51,400
1 事業収益	9,829,792	6,099,269	0	15,929,061	9,829,792	6,099,269	0	15,929,061	0	0	0	0
2 前年度未収金	1,276,028	915,961	0	2,191,989	1,276,028	915,961	0	2,191,989	0	0	0	0
3 企業債	860,500	601,000	0	1,461,500	860,500	652,400	0	1,512,900	0	51,400	0	51,400
4 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 一般会計からの負担金	343,377	348,034	0	691,411	343,377	348,034	0	691,411	0	0	0	0
6 一般会計からの借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 一般会計からの長期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 一時借入金	0	0	69,939	69,939	0	0	69,939	69,939	0	0	0	0
9 預り金	505,499	370,000	4,125	879,624	505,499	370,000	4,125	879,624	0	0	0	0
10 補助金	404,296	135,975	0	540,271	404,296	135,975	0	540,271	0	0	0	0
11 消費税及び地方消費税	18,850	7,409	0	26,259	18,850	7,409	0	26,259	0	0	0	0
12 繰越現金預金	3,121,843	563,635	7,313	3,692,791	3,121,843	563,635	7,313	3,692,791	0	0	0	0
支 払 資 金	12,883,126	8,346,011	75,473	21,304,610	12,883,126	8,397,570	75,473	21,356,169	0	51,559	0	51,559
1 事業費用	10,099,615	6,375,663	65,307	16,540,585	10,099,615	6,375,663	65,307	16,540,585	0	0	0	0
2 前年度未払金	371,502	256,975	6,041	634,518	371,502	256,975	6,041	634,518	0	0	0	0
3 建設改良費	1,275,220	741,099	0	2,016,319	1,275,220	792,658	0	2,067,878	0	51,559	0	51,559
4 企業債償還金	622,728	598,469	0	1,221,197	622,728	598,469	0	1,221,197	0	0	0	0
5 一般会計からの借入金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 一時借入金返済金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 消費税及び地方消費税	8,562	3,805	0	12,367	8,562	3,805	0	12,367	0	0	0	0
9 預り金	505,499	370,000	4,125	879,624	505,499	370,000	4,125	879,624	0	0	0	0
差 引	3,477,059	695,272	5,904	4,178,235	3,477,059	695,113	5,904	4,178,076	0	△ 159	0	△ 159

債務負担行為に関する調書

追加

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	補助金	医業収益
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
中央病院シリンジポンプ賃借料	31,478			平成25年度から 平成30年度まで	31,478			31,478
中央病院非常用発電設備細密分解点検整備業務委託	24,003			平成25年度	24,003			24,003
厚生病院在宅酸素療法用酸素供給装置賃借料	42,270			平成25年度から 平成29年度まで	42,270			42,270
厚生病院ディーゼル非常用発電設備保守点検業務委託	4,987			平成25年度から 平成29年度まで	4,987			4,987
厚生病院ガスタービン非常用発電設備保守点検業務委託	10,301			平成25年度から 平成29年度まで	10,301			10,301
厚生病院玄関等自動ドア保守点検業務委託	12,929			平成25年度から 平成29年度まで	12,929			12,929
厚生病院冷温水発生機保守点検業務委託	16,857			平成25年度から 平成29年度まで	16,857			16,857
厚生病院医療ガス設備保守点検業務委託	16,195			平成25年度から 平成29年度まで	16,195			16,195
厚生病院小便器洗浄用器具及び消臭器具賃借料	4,175			平成25年度から 平成29年度まで	4,175			4,175
厚生病院厨房外調機改修事業費	16,884			平成25年度	16,884	16,800		84
病院局財務会計システム更新事業費	27,345			平成25年度から 平成30年度まで	27,345	19,200		8,145

平成24年度鳥取県営病院事業予定貸借対照表（当年度分）

（平成25年3月31日）

資 産 の 部

（単位 千円）

区 分	金 額			備 考		
				中央病院	厚生病院	病院統括管理費
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
イ 土地		1,003,064		557,929	445,135	0
ロ 建物	19,526,670			10,453,267	9,073,403	0
減価償却累計額	8,879,107	10,647,563		6,085,937	2,793,170	0
ハ 構築物	532,566			405,082	127,484	0
減価償却累計額	299,719	232,847		240,156	59,563	0
ニ 器械備品	9,284,986			5,921,911	3,363,075	0
減価償却累計額	3,175,407	6,109,579		2,007,025	1,168,382	0
ホ 車両	54,059			41,889	12,170	0
減価償却累計額	32,887	21,172		24,224	8,663	0
ヘ 建設仮勘定	427,457	427,457		136,031	291,426	0
ト その他有形固定資産		1,350		1,350	0	0
有形固定資産合計			18,443,032	9,160,117	9,282,915	0
(2) 無形固定資産						
イ 電話加入権		4,466		1,122	3,344	0
ロ 水道施設利用権		0		0	0	0
ハ その他無形固定資産		5,792		0	5,792	0
無形固定資産合計			10,258	1,122	9,136	0
固定資産合計			18,453,290	9,161,239	9,292,051	0
2 流動資産						
(1) 現金預金			4,178,076	3,477,059	695,113	5,904
(2) 未収金			2,233,510	1,297,549	935,961	0
(3) 貯蔵品			145,854	70,336	75,518	0
流動資産合計			6,557,440	4,844,944	1,706,592	5,904
3 繰延勘定						
(1) 控除対象外消費税額			450,686	193,430	256,694	562
繰延勘定合計			450,686	193,430	256,694	562
資産合計			25,461,416	14,199,613	11,255,337	6,466

負債の部							
区分	金額				備考		
					中央病院	厚生病院	病院統括管理費
4 固定負債							
(1) 引当金			666,377		666,377	0	0
固定負債合計				666,377	666,377	0	0
5 流動負債							
(1) 一時借入金			74,064		0	0	74,064
(2) 未払金			692,988		405,683	282,673	4,632
(3) その他流動負債			73,210		47,370	24,568	1,272
流動負債合計				840,262	453,053	307,241	79,968
負債合計				1,506,639	1,119,430	307,241	79,968
資本の部							
6 資本金							
(1) 自己資本金			16,630,179		10,500,522	6,080,822	48,835
(2) 借入資本金							
イ 企業債	11,560,681				4,779,193	6,781,488	0
ロ 他会計借入金	0				0	0	0
借入資本金合計			11,560,681		4,779,193	6,781,488	0
資本金合計				28,190,860	15,279,715	12,862,310	48,835
7 剰余金							
(1) 資本剰余金							
イ 受贈財産評価額	13,813				4,228	9,585	0
ロ 寄附金	4,149				4,149	0	0
ハ 補助金	1,950,311				1,387,097	563,214	0
ニ 負担金	6,541,040				3,776,654	2,764,386	0
資本剰余金合計			8,509,313		5,172,128	3,337,185	0
(2) 欠損金							
イ 当年度未処理欠損金	12,745,396				7,371,660	5,251,399	122,337
欠損金合計			12,745,396		7,371,660	5,251,399	122,337
剰余金合計				△ 4,236,083	△ 2,199,532	△ 1,914,214	△ 122,337
資本合計				23,954,777	13,080,183	10,948,096	△ 73,502
負債資本合計				25,461,416	14,199,613	11,255,337	6,466



<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について</p>												
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>受益と負担の公平の確保を図るため、県立病院のセカンドオピニオン外来相談料を新たに徴収するとともに、受精卵凍結保存の使用料の額を見直す等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正。</p> <p>(1) 次のとおり新たにセカンドオピニオン外来相談料を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他の医療機関の患者に対する助言</td> <td>相談時間1時間につき10,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 次のとおり受精卵凍結保存の使用料の額を改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 50%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">金額</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">現行</th> <th style="width: 25%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受精卵凍結保存</td> <td>1年につき42,000円</td> <td>1件につき42,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>施行期日は、平成25年4月1日とする。 所要の経過措置を講ずる。</p>	区分	金額	他の医療機関の患者に対する助言	相談時間1時間につき10,500円	区分	金額		現行	改正後	受精卵凍結保存	1年につき42,000円	1件につき42,000円
区分	金額												
他の医療機関の患者に対する助言	相談時間1時間につき10,500円												
区分	金額												
	現行	改正後											
受精卵凍結保存	1年につき42,000円	1件につき42,000円											

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 不妊治療料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受精卵凍結保存</td> <td style="text-align: center;">1件につき 42,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予防接種料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公費助成に係る予防接種券（自己負担金の額が記載されているものに限る。）を持参する場合</td> <td style="text-align: center;">予防接種券に記載された自己負担金の額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合</td> <td style="text-align: center;">診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の場合</td> <td style="text-align: center;">使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		受精卵凍結保存	1件につき 42,000円	略		区分	金額	公費助成に係る予防接種券（自己負担金の額が記載されているものに限る。）を持参する場合	予防接種券に記載された自己負担金の額	診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額	その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 不妊治療料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受精卵凍結保存</td> <td style="text-align: center;">1年につき 42,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 予防接種料</p> <p><u>診療報酬の算定方法により算定した薬剤費（診療報酬の算定方法に規定されていない薬剤を使用した場合にあつては、当該薬剤の購入額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額（公費助成に係る予防接種券を持参した場合において、当該予防接種券に自己負担金の額が記載されているときは、当該額）</u></p>	区分	金額	略		受精卵凍結保存	1年につき 42,000円	略	
区分	金額																								
略																									
受精卵凍結保存	1件につき 42,000円																								
略																									
区分	金額																								
公費助成に係る予防接種券（自己負担金の額が記載されているものに限る。）を持参する場合	予防接種券に記載された自己負担金の額																								
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額																								
その他の場合	使用する薬剤の購入価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に100分の105を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額																								
区分	金額																								
略																									
受精卵凍結保存	1年につき 42,000円																								
略																									

5～7 略

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企業管理規程で定める長期の入院に係るもの	長期の入院に関し、健康保険法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準において控除される点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区分	金額
他の医療機関の患者に対する助言	相談時間1時間につき 10,500円

10 略

備考 略

5～7 略

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養に関し、厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（企業管理規程で定める状態等にある者の入院を除く。）	選定療養に関し、180日を超えた日以後の入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額

9 略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の規定により徴収した使用料は、改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1の3の表の規定により徴収したものとみなす。

## 長期継続契約の締結状況について

## [新規契約]

契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
中央病院	物品 保守	ノートパソコン	90台	米子市流通町430番地17 日通商事株式会社 広島支店山陰営業所	7,136,640	平成24年9月1日 ～平成28年8月31日	鳥取県立中央病院
中央病院	物品 保守	プリンタ	6台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オー・エイ	141,960	平成24年9月1日 ～平成25年8月31日	鳥取県立中央病院
中央病院	物品 保守	ノートパソコン	4台	広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号 NECキャピタルソリューション株式会社	32,407	平成24年10月1日 ～平成25年9月30日	鳥取県立中央病院
厚生病院	物品 保守	ノートパソコン 複合機 プリンタ	1式	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オー・エイ	3,206,700	平成24年10月1日 ～平成25年9月30日	鳥取県立厚生病院